

航空自衛隊達第14号

航空自衛隊における教訓業務等に関する達を次のように定める。

平成29年3月30日

航空幕僚長 空将 杉山 良行

航空自衛隊における教訓業務等に関する達

(登録報告) (登録外報告)

目次

第1章 総則 (第1条 - 第4条)

第2章 教訓業務等の実施要領 (第5条 - 第17条)

第3章 雑則 (第18条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この達は、航空自衛隊(以下「空自」という。)における教訓業務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の

意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 直轄部隊等 編合部隊、航空システム通信隊、航空安全管理隊、航空警務隊、航空中央音楽隊、航空中央業務隊、補給本部及び各病院をいう。

(2) 教訓 主として自衛隊の行動、訓練等を通じて得られた空自における隊務運営の改善に資する知識をいう。

(3) 教訓基礎資料 教訓を導出するための各種資料をいう。

(4) 教訓業務 教訓基礎資料の収集、整理及び分析並びに教訓の導出、普及、管理及び追跡に係る業務をいう。

(5) 教訓業務等 教訓業務及び教訓の活用に係る業務をいう。

(教訓業務の目的)

第 3 条 教訓業務は、空自における隊務運営の効率的な改善を推進し、空自の任務遂行能力の向上に資することを目的とする。

(幹部学校長の職責)

第 4 条 幹部学校長は、空自全般に係る教訓業務等を実施するものとする。

第 2 章 教訓業務等の実施要領

(教訓業務の実施及び教訓基礎資料の作成の指示)

第 5 条 航空幕僚長(以下「空幕長」という。)は、年度計画又は都度の指示により、教訓業務の対象となる自衛隊の行動、訓練等(以下この条及び次条において「対象行動等」という。)を特定した上で、幹部学校長にその教訓業務の実施を指示するとともに、編合部隊等の長に対象行動等に係る教訓基礎資料(当該教訓業務に資するものと認められるものに限る。次条において同じ。)の作成を指示するものとする。

(教訓基礎資料の作成及び通知)

第 6 条 空幕長及び前条の規定による指示を受けた直轄部隊等の長は、それぞれ航空幕僚監部及び直轄部隊等における対象行動等に係る教訓基礎資料を作成するとともに、その対象行動等の終了の日から起算して 2 か月以内を基準として、幹部学

校長に通知するものとする。

(教訓の導出)

第 7 条 幹部学校長は、前条及び第 1 4 条の規定により通知された教訓基礎資料のほか、直轄部隊等の長への聞き取りその他の諸活動を通じ、教訓基礎資料の収集、整理及び分析を行い、教訓を導出するものとする。

(教訓の報告)

第 8 条 幹部学校長は、前条の規定により導出した教訓を第 6 条及び前条の規定による通知等を受けた日から起算して 4 か月以内を基準として、空幕長（防衛課長気付）に報告するものとする

(0 7 - R 1 1 0 - A R (C - 2)) 。

(教訓の普及)

第 9 条 前条に規定するもののほか、幹部学校長は、第 7 条の規定により導出した教訓を関係する直轄部隊等の長に通知するとともに、当該教訓の普及のための各種施策を講ずるものとする。

2 幹部学校長は、第 7 条の規定により導出した教訓を速やかに直轄部隊等の長に通知する必要が

あると認めるときは、教訓の速報を作成した後、空幕長（防衛課長気付）に報告（登録外報告）するとともに、関係する直轄部隊等の長に通知するものとする。

（教訓の管理）

第10条 幹部学校長は、第7条の規定により収集し、整理し、及び分析した教訓基礎資料並びに導出した教訓を体系的に維持管理するものとする。

（教訓の追跡）

第11条 幹部学校長は、じ後の教訓業務に資するため、第9条の規定による教訓の通知等を行った以降、継続的に直轄部隊等の長から意見を聴取するものとする。

（教訓の活用）

第12条 空幕長は、第8条及び第9条第2項の規定により報告された教訓を活用するものとする。直轄部隊等の長が第9条の規定により通知を受けた場合についても、同様とする。

2 幹部学校長は、第7条の規定により導出した教訓をその実施する各種の研究及び教育に活用す

るものとする。

(直轄部隊等の長による協力及び支援)

第13条 直轄部隊等の長は、第7条及び第9条から第11条までの規定に基づき幹部学校長が実施する教訓業務に協力するほか、幹部学校長から求めがある場合には、必要な支援を行うものとする。

(直轄部隊等の長が実施する教訓業務)

第14条 直轄部隊等の長は、必要に応じ、当該直轄部隊等において独自に教訓業務を実施することができるものとする。この場合において、当該教訓業務の成果を教訓基礎資料として幹部学校長に通知するものとする。

(幹部学校長による支援)

第15条 幹部学校長は、必要に応じ、前条の規定に基づき直轄部隊等の長が実施する教訓業務を支援するものとする。

(他自衛隊等との調整)

第16条 空幕長は、教訓業務等の実施に必要な他自衛隊等(内部部局、統合幕僚監部、陸上自衛隊

及び海上自衛隊をいう。)、部外機関その他の空自以外との調整を行うものとする。

(教訓業務主務者の指名等)

第17条 幹部学校長は、その実施する教訓業務等に係る実務を主管する者のうち、班長相当職にあるものを基準として、教訓業務主務者に指名するものとする。

2 直轄部隊等の長は、その実施する教訓業務及び幹部学校長との協力体制の構築のため、当該直轄部隊等において教訓業務等に係る実務を主管する者のうち、班長相当職にあるものを基準として、教訓業務主務者に指名するものとする。

3 直轄部隊等の長は、前項の規定により指名した教訓業務主務者を幹部学校長に通知するものとする。

4 幹部学校長は、第1項の規定により指名した教訓業務主務者(以下この項において「幹部学校の教訓業務主務者」という。)及び第2項の規定により指名された教訓業務主務者との間に教訓業務主務者系統を確立し、その維持等に係る実務を

幹部学校の教訓業務主務者を通じて実施するものとする。

第 3 章 雑 則

第 1 8 条 この達に定めるもののほか、幹部学校長が実施する教訓業務等の実施に関し必要な事項は、幹部学校長が定めることができる。

2 この達に定めるもののほか、直轄部隊等の長が実施する教訓業務等の実施に関し必要な事項は、当該直轄部隊等の長が定めることができる。

附 則

この達は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。